

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更について

令和7年3月24日から【マイナ免許証】（免許情報が記録されたマイナンバーカード）の運用が開始されました。

当協会のフォークリフト運転技能講習については、受講資格となる自動車運転免許証の提示がない場合、受講することができません。

【マイナ免許証】の運用に伴い受講資格確認方法は次のとおりになります。

1. 【マイナ免許証】により、フォークリフト運転技能講習の受講資格を提示される場合

「マイナ免許証読み取りアプリ（※）」等に表示された、運転免許情報（氏名、免許種類、有効期間等が記載されているもの）をダウンロードしたものを「受講資格証明書」として提出ください。

※ 「マイナ免許証読み取りアプリ」の取得等については、
マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト
<https://myrna-menkyo-app.npa.go.jp> 等をご確認ください。



2. 従来の【運転免許証】により、フォークリフト運転技能講習の受講資格を提示される場合

「運転免許証」の写しを「受講資格証明書」としてご提出ください。

一般社団法人 淀川労働基準協会

〒533-0013 大阪市東淀川区豊里2丁目24-2

TEL 06-6195-3992 ✉ yodokyou@feel.ocn.ne.jp

HP : <https://yodokyo.com/>

